

# 職場の労働問題でお困りの方へ

## ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

解雇・配置転換・労働条件切下げ・いじめ・嫌がらせ・退職強要などについて、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～	～紛争解決制度を利用したい方～	～裁判、労働審判等を利用したい方～
福井労働局 (P1・2) 福井県 (P4) 福井県労働委員会 (P5) 法テラス福井 (P6) 福井県司法書士会 (P8) 福井弁護士会 (P7) 福井地方法務局 (P3) 福井県社会保険労務士会 (P9)	福井労働局 (P1・2) 福井県労働委員会 (P5) 福井県司法書士会 (P8) 福井弁護士会 (P7) 福井県社会保険労務士会 (P9)	福井地方裁判所 (P10) 福井簡易裁判所 (P11)

## 各個別労働紛争解決制度の特徴

実施主体	①【国】都道府県労働局 (紛争調整委員会)		②【都道府県】 ※自治体により名称、 実施概要等が異なる場合があります。		③【民間団体】 弁護士会、 社会保険労務士会、 司法書士会、 日本産業カウンセラー協会	
	あっせん	調停	労働委員会のあっせん		あっせん、調停、仲裁	
	※解雇、いじめ等の労働紛争		※性差別、セクハラ等			
実施体制	紛争調整委員 (弁護士等) (1人)	調停委員 (弁護士等) (1人又は3人)	あっせん委員会 (公労使のあっせん委員各1人)		弁護士、社労士、司法書士、 産業カウンセラー等	
手続	話し合いによる 合意	調停案の受諾を勧 告	話し合いによる 合意		話し合いによる合意 又は 仲裁人による判断	
相手方の 手続参加	任意 (不参加の場合には手続終了)					
合意・裁判 の内容 の効力	合意内容は民法上の和解契約(強制執行はできない)				合意内容は民法上の和解契約 (強制執行不可) 仲裁判断は裁判所の決定で強制 執行が可能	
費用	無料				有料(一部無料)	
公開の有無	非公開					
代理人の選任	弁護士の選任は必要ではない					
書面等の 準備	申請書(申立書) (必要に応じて証拠書類)					
処理期間	原則1回 概ね2か月以内	1回～複数回 概ね3か月以内	1回～複数回 2か月以内が81.2% (28年度)		回数の制限はない 弁護士会：平均3回程度 (28年度)	
新規係属 件数	5,187件 (全国) (令和元年度)	83件 (全国) (令和元年度)	290件 (44労委) (28年度)		弁護士会：63件 (職場の紛争のみ) 社労士会：109件 (28年度)	

	問い合わせ先	利用できる制度	処理に要する期間	制度概要等
<b>福井労働局</b>  <b>雇用環境・均等室</b>	<b>福井労働局雇用環境・均等室</b> (住所) 福井市春山 1-1-54 9階 (電話) 0776-22-3947  <b>福井労働局総合労働相談コーナー</b> (住所) 福井市春山 1-1-54 9階 雇用環境・均等室内 (電話) 0776-22-3363  <b>【特長】</b> <b>簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！</b>	<b>相談</b>	即日実施	<b>【制度概要】</b> ①民事上の個別労働紛争に係る相談 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 ②セクハラ、マタハラ等均等3法に係る相談 性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関するご相談を受け付けております。  <b>【相談方法】</b> 電話又は面談。予約不要。  <b>【相談日時】</b> 月曜～金曜 9:00～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	<b>福井労働局長による助言・指導</b>	概ね1週間	<b>【制度概要】</b> 民事上の個別労働紛争について、福井労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。	
	<b>福井労働局長による紛争解決の援助</b>	概ね1か月	<b>【制度概要】</b> 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争について、福井労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。	
	<b>福井紛争調整委員会によるあっせん</b>	概ね2か月	<b>【制度概要】</b> 民事上の個別労働紛争について、福井労働局長から委任を受けた福井紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。	

	問い合わせ先	利用できる制度	処理に要する期間	制度概要等
	<b>福井労働局雇用環境・均等室</b>	<b>福井紛争調整委員会による調停</b>	概ね 3か月	<p>【制度概要】</p> <p>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、福井労働局長から委任を受けた福井紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>
<b>労働基準監督署内総合労働相談コーナー</b>				
	<b>労働基準監督署内総合労働相談コーナー</b>  福井総合労働相談コーナー （住所）福井市開発 1-121-5 福井労働基準監督署内 （電話）0776-91-1686  武生総合労働相談コーナー （住所）越前市中央 1-6-4 武生労働基準監督署内 （電話）0778-23-1440  敦賀総合労働相談コーナー （住所）敦賀市鉄輪町 1-7-3 敦賀労働基準監督署内 （電話）0770-22-0745  大野総合労働相談コーナー （住所）大野市弥生町 1-31 大野労働基準監督署内 （電話）0779-66-3838	<b>民事上の個別労働紛争に係る情報提供・相談</b>  <b>福井労働局長による助言・指導</b>  <b>福井紛争調整委員会によるあっせん</b>	即日実施  概ね 1週間  概ね 2か月	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>（セクハラ、マタハラ等均等3法に係る個別事案に関する相談については、福井労働局雇用環境・均等室に取次ぎます。）</p> <p>-----</p> <p>【相談方法】</p> <p>電話又は面談。予約不要。</p> <p>-----</p> <p>【相談日時】</p> <p>月曜～金曜 9:00～17:00            ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p> <p>-----</p> <p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、福井労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>-----</p> <p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、福井労働局長から委任を受けた福井紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。</p> <p>署コーナー等においても、あっせん申請の受付を行っております。</p>

	問い合わせ先	利用できる 制度	処理に 要する 期間	制度概要等
福井地方法務局 (人権擁護課)	<b>福井地方法務局</b> <b>みんなの人権 110 番</b> (全国共通ダイヤル 0570-003-110)	<b>人権相談</b>	基本 的に 即日 実施	<b>【制度概要】</b> 差別や虐待、パワーハラスメント等 様々な人権問題についての相談を受け 付けております。
	<b>女性の人権ホットライン</b> (全国共通ダイヤル 0570-070-810)			<b>【費用】</b> 無料
	<b>インターネット人権相談</b> パソコン、携帯電話、スマートフォン 共通 <a href="http://www.jinken.go.jp/">http://www.jinken.go.jp/</a>			<b>【相談方法】</b> 面談、電話、手紙又はインターネット
	<b>福井地方法務局</b> (住所) 福井市春山 1-1-54 6階 人権擁護課内 (電話) 0776-22-4210 <b>福井地方法務局</b> <b>武生支局</b> (住所) 越前市新町 9-9-11 (電話) 0778-22-0194 <b>福井地方法務局</b> <b>敦賀支局</b> (住所) 敦賀市松栄町 7-28 (電話) 0770-25-0174 <b>福井地方法務局</b> <b>小浜支局</b> (住所) 小浜市後瀬町 7-10 (電話) 0770-52-0238  <b>【特長】</b> <u>国の人権擁護機関として中立公正な立場で関わり、適切な助言を行います。</u> <u>必要に応じて任意の調査を行い、措置をとります。</u>			<b>【相談日時】</b> 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は、 面談については受け付けていません。

	問い合わせ先	利用できる 制度	処理に 要する 期間	制度概要等
福井県	<p><b>福井県</b></p> <p>①中小企業労働相談所 (住所) 福井市大手 3-17-1 労働政策課内 (電話) 0776-20-0389</p> <p>②労使相談センター 丹南事務所 (住所) 越前市中央 2-5-36 越前市労働福祉会館 1F (電話) 0778-22-1006 0120-154-052 (メール) soudan6029@cap.ocn.ne.jp</p> <p>③労使相談センター 嶺南事務所 (住所) 敦賀市呉竹 1-41-15 奥野ビル 102号室 (電話) 0770-22-1015 0120-154-052 (メール) soudan6029@sage.ocn.ne.jp</p> <p>【特長】 <b>簡易・迅速・無 料・秘密厳守の 解決援助サー ビス!</b></p>	<p><b>相談</b></p>	<p>基本 的に 即日 実施</p>	<p>【制度概要】 中小企業における労使関係の安定、労使紛争の 予防、労務管理の改善、労働者の地位向上、労働 条件の改善に関することの相談に応じ、助言を行 います。 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、 パワハラ等、労働に関する様々な問題について随 時相談を受け付けています。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との 間の労働争議については、労働委員会の集団 的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労 働行為救済の制度を利用することになります。</p> <hr/> <p>【費用】 無料</p> <hr/> <p>【相談方法】 ①中小企業労働相談所 電話 ②労使相談センター丹南事務所 電話、メール、面談※ ③労使相談センター嶺南事務所 電話、メール、面談※ ※ まずは電話またはメールでご相談ください。</p> <hr/> <p>【相談日時】 ①中小企業労働相談所 月～金（祝日を除く）9：00～17：00 ②労使相談センター丹南事務所 月～金（祝日を除く）9：00～17：00 ③労使相談センター嶺南事務所 月～金（祝日を除く）9：00～17：00 （②③で上記時間外の面談をご希望の方は、電話 またはメールでご予約ください。）</p>

	問い合わせ先	利用できる 制度	処理に 要する 期間	制度概要等
<b>福井県労働委員会</b>	<b>福井県労働委員会事務局</b> (住所) 福井市大手 3-17-1 福井県庁 10 階 (電話) 0776-20-0597  <b>【特長】</b> <u>公</u> (公益委員) ・ <u>労</u> (労働者委員) ・ <u>使</u> (使用者委員) の <u>三者構成を活かした解決援助サービス!</u>	<b>個別労働関係紛争あっせん</b>	概ね 30日	<p><b>【制度概要】</b>            労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決をお手伝いします。            労使委員による寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。            なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。</p> <p>※労働者個人ではなく、労働組合と使用者との紛争については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁および不当労働行為救済の制度を利用することになります。</p>
				<p><b>【相談時間】</b>            月～金 8:30～17:15            ※夜間相談(要予約)            毎月1回 18:30～20:00</p>
				<p><b>【費用】</b>            無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	処理に要する期間	制度概要等
<b>日本司法支援センター福井地方事務所（法テラス福井）</b>	<b>法テラス福井</b> （住所）福井市宝永 4-3-1 サクラNビル2階 （電話）0570-078348 IP 電話をご利用する場合は 050-3383-5475 へおかけください。  <b>【受付時間】</b> 月～金 9：00～17：00 （祝祭日・年末年始を除く）  （サポートダイヤル） （電話）0570-078374  <b>【受付時間】</b> 月～金 9：00～21：00 （祝祭日・年末年始を除く） 土 9：00～17：00 （祝祭日・年末年始を除く）  <b>【特長】</b> <u>法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</u>  （ご注意） 原則として、一般の事件について弁護士の紹介業務は行っていません。	<b>情報提供</b>	基本的に即日実施	<b>【サービス内容】</b> 法的トラブルに対し、解決に役立つ関係機関や法制度の紹介を行います <b>【費用】</b> 無料 <b>【利用方法】</b> 電話又は来所
		<b>民事法律扶助</b>  <b>法律相談援助</b>  ※一定の利用条件があります	概ね2週間	<b>【サービス内容】</b> 法的トラブルについて、弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談を無料で実施 <b>【費用】</b> 無料（ただし法テラスの利用条件を満たした方に限りです） <b>【利用方法】</b> 事前予約制
		<b>代理援助</b>  ※一定の利用条件があります	概ね1週間	<b>【サービス内容】</b> 代理人による民事裁判等手続を必要とする場合、その代理人に民事裁判等手続の準備及び追行のために必要な報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えを実施 <b>【費用】</b> 弁護士・司法書士費用は法テラスが立替え、利用者から分割で償還 <b>【利用方法】</b> 書面
		<b>書類作成援助</b>  ※一定の利用条件があります	概ね1週間	<b>【サービス内容】</b> 民事裁判手続を必要とする場合、弁護士法その他の法律により依頼を受けて、裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し、民事裁判等手続に必要な書類作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えを実施 <b>【費用】</b> 弁護士・司法書士費用は法テラスが立替え、利用者から分割で償還 <b>【利用方法】</b> 書面
		<b>犯罪被害者支援</b>  ※パワハラ・セクハラも支援対象です。	情報提供は基本的に即日実施	<b>【サービス内容】</b> 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと各地の相談内容の情報を収集し、その方が必要とされている支援を行っている窓口をご案内。また、被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害にかかる刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害等の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供。さらに、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個別の状況に応じて、弁護士をご紹介 <b>【費用】</b> 利用する制度による <b>【利用方法】</b> 電話又は来所

	問い合わせ先	利用できる制度	処理に要する期間	制度概要等
福井弁護士会	<b>福井弁護士会</b> (住所) 福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (電話) 0776-23-5255 (HP) <a href="http://fukuben.or.jp/">http://fukuben.or.jp/</a>	<b>法律相談</b>	即日実施	<b>【サービス内容】</b> 専門的な知識に基づく相談と、必要な場合には直ちに法的手段をとることもありうる。また、法的手段をとることになった場合には、経済状況によっては法テラスへの持ち込み援助ができる場合もある。
				<b>【費用】</b> 相談料 30分 5,000円
	<b>【特長】</b> <u>法律の専門家が</u> <u>すぐに適切な</u> <u>アドバイス!</u>			<b>【相談日時】</b> 福井弁護士会 月～金曜 9:00～17:00 (予約制)  本庁有料相談 福井弁護士会にて 毎週水曜 14:00～17:00 (予約制)  丹南法律相談センター 越前センチュリープラザ 毎週火曜 14:00～17:00 (予約制)  嶺南法律相談センター 敦賀市プラザ萬象 毎週金曜 14:00～17:00 (予約制)
		<b>弁護士無料相談</b>	即日実施	<b>【サービス内容】</b> 継続相談は原則有料となるが、法テラスの扶助制度を利用できる場合もある。担当弁護士にご相談してください。
				<b>【費用】</b> 無料相談 20分  <b>【相談日時】</b> 月曜～土曜 13:30～15:00 福井市内会場 (月、木、金、土) 越前市内会場 (水) 敦賀市内会場 (毎月第2～5火曜日) 小浜市内会場 (毎月第1火曜日) ※開催日、休み、相談場所は要問合せ 福井市内会場(月、木、金)以外は完全予約制です。



	問い合わせ先	利用できる 制度	処理に 要する 期間	制度概要等
福井県司法書士会	<p><u>福井県司法書士会総合相談センター</u></p> <p>(住所) 福井市下馬 2-314 司調合同会館 (電話) 0776-43-1669</p> <p>【特長】 <u>経営者側、労働者側のそれぞれの立場に立って相談者の紛争解決をサポートします!</u></p>	無料相談	即日実施	<p>【サービス概要】 日々、登記手続を中心として企業法務に携わっているため中小零細企業の経営者がアクセスしやすい。一方で多重債務問題を始めとした消費生活トラブルの相談にも対応していることから、労働者の立場に立った相談に応じることができる。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【利用方法】 要電話予約 予約受付の電話番号 0776-43-1669</p> <p>【相談会場・相談日時】 福井県司法書士会総合相談センター (福井県司法書士会事務局) 毎週水曜日 13:00~16:00</p>
		有料相談	即日実施	<p>【サービス概要】 上記の無料相談会を時間・場所の関係で利用できない相談者に対し、相談者が訪問しやすい地域の司法書士を紹介する。相談者と司法書士が相談日時を直接調整することにより、相談者にとって相談の機会を確保しやすい。</p> <p>【費用】 5,000円/1時間</p> <p>【利用方法】 要電話予約 予約受付の電話番号 0776-43-1669</p> <p>【相談会場・相談日時】 相談会場 県内各地の司法書士事務所 相談日時 相談先の司法書士と相談日時を決定</p>

	問い合わせ先	利用できる 制度	処理に 要する 期間	制度概要等
福井県社会保険労務士会	<p><b>福井県社会保険労務士会</b>            (住所) 福井市大手 3-7-1            (電話) 0776-21-8157</p> <p>【特長】  <u>労働法と労働現場を知っている社会保険労務士(社労士)が、労働問題の相談や解決を試みます。</u></p>	<p><b>総合労働相談所</b></p>	<p>基本的に即日実施</p>	<p>【制度概要】            解雇、賃金、セクハラ、人事・配置転換、労働契約、労働時間、休日、休暇等に関して何かお困りのことはございませんか？            福井県社労士会では、企業を経営する方、企業で働く方からの無料相談を受け付けています。社労士は、実務経験豊富な労働問題の専門家です。安心してご相談ください。もちろん、相談内容については秘密を厳守いたします。</p> <p>【利用方法】            ○毎月第1、第3金曜日 14:00～17:00            ○面談または電話での相談です。            ○無料です。事前の予約をお願いします。            ○0776-21-8157            (平日9:00～17:00)</p>
		<p><b>労働紛争解決センター福井</b></p>	<p>概ね1か月</p>	<p>【制度概要】            福井県社労士会『労働紛争解決センター福井』は、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、「社会保険労務士法」に基づく厚生労働大臣の指定を受けています。            取り扱う紛争は、労働組合が関与しない労働紛争(個別労働紛争)です。経営者、労働者のどちらからの申し立ても受け付けます。            労務管理の専門家である労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知識と経験を活かして和解の仲介をし、簡易、迅速、低廉に紛争を解決します。また、当事者同士が顔を合わせて気まずくならないよう、配慮します。            あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、どのような方法をとったらいかなどについては、まず福井県社労士会の「総合労働相談所」におたずねください。</p> <p>【利用方法】            ○利用は無料です。            ○まず申し立てをしていただきます。その上で、センターの委員が、相手方に話し合いに応じるか確認し、双方の都合を調整して開催日時を決定します。            ○申し立ては、0776-21-8157            (平日9:00～17:00)</p>

	問い合わせ先	処理に要する期間	利用できる制度
<b>福井地方裁判所</b>	<p>【労働審判手続・民事訴訟手続】  <b>福井地方裁判所            民事部</b>            (住所) 福井市春山 1-1-1            (電話) 0776-91-5078 [ダイヤル]</p>	<p>労働審判手続・民事訴訟手続のいずれも、申立てから概ね1か月程度の日に第1回の期日が指定されます。</p>	<p>【各手続の概要】</p> <p>● <b>労働審判手続</b>            労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。            事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p>
	<p>【民事訴訟手続】  <b>福井地方裁判所            武生支部</b>            (住所) 越前市日野美 2-6            (電話) 0778-23-0050</p>		<p>● <b>民事訴訟手続</b>            裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。            厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p>
	<p><b>福井地方裁判所            敦賀支部</b>            (住所) 敦賀市松栄町 6-10            (電話) 0770-22-0812</p>		<p>【費用】            上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
	<p>【特長】  <u><b>紛争の実情に即した迅速・適正かつ実効的な解決を図る</b></u></p>		<p>【受付時間】            月曜日～金曜日 8:30～17:00（郵送可）</p> <p>【ご注意】            裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。</u>            上記手続以外にも、仮処分手続等があります。</p>

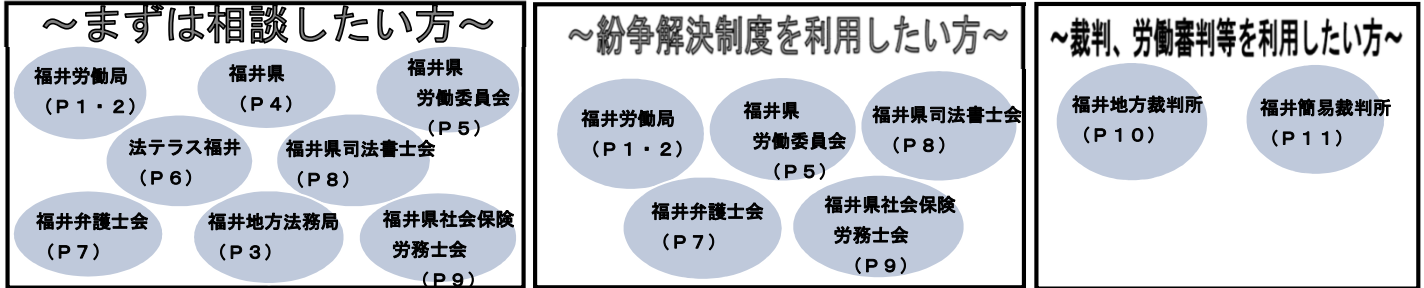
	問い合わせ先	処理に要する期間	利用できる制度
<b>福井県内の簡易裁判所</b>	<b>福井簡易裁判所</b> (住所) 福井市春山 1-1-1 (電話) 0776-91-5086 [ダイヤルイン]	概ね 2 ~ 3 か月	<p><b>【各手続の概要】</b></p> <p>● <b>民事調停手続</b>            調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。            双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</p> <p>● <b>少額訴訟手続</b>            原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。            事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</p> <p>● <b>民事訴訟手続</b>            裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合は簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。            厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。</p>
	<b>大野簡易裁判所</b> (住所) 大野市城町 1-5 (電話) 0779-66-2120	概ね 1 ~ 2 か月	<p><b>【費用】</b>            上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
	<b>武生簡易裁判所</b> (住所) 越前市日野美 2-6 (電話) 0778-23-0050	概ね 1 ~ 2 か月	<p><b>【受付時間】</b>            月曜日～金曜日 8：30～17：00（郵送可）</p>
	<b>敦賀簡易裁判所</b> (住所) 敦賀市松栄町 6-10 (電話) 0770-22-0812  <b>小浜簡易裁判所</b> (住所) 小浜市城内 1-1-2 (電話) 0770-52-0003  <b>【特長】</b> <u>簡易・迅速・低廉な解決</u>	概ね 2 ~ 3 か月	<p><b>【ご注意】</b>            裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。</u>            上記手続以外にも、支払督促手続があります。</p>

発行、改訂 令和2年11月  
労働相談・個別労働紛争解決制度 関係機関連絡協議会  
〒910-8559  
福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階  
福井労働局雇用環境・均等室 電話0776-22-3363

# 職場の労働問題でお困りの方へ

## ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

解雇・配置転換・労働条件切下げ・いじめ・嫌がらせ・退職強要などについて、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。



## 各個別労働紛争解決制度の特徴

実施主体	【裁判所】			
	④民事調停 (簡易裁判所)	⑤少額訴訟 (簡易裁判所)	⑥労働審判 (地方裁判所)	⑦民事訴訟 (地方裁判所・簡易裁判所)
		※60万円以下の金銭の支払		※140万円以下の金銭の支払は簡裁、140万円超の金銭の支払は地裁
実施体制	調停委員会 (裁判官又は民事調停官1人と調停委員2人以上)	裁判官1人 (司法委員(※)が関与する場合あり) ※一般市民から選ばれ、参考意見の陳述等を行う。	労働審判委員会 (労働審判官(裁判官)1人と労働審判員(労使)2人)	裁判官 (簡裁では司法委員が関与する場合あり)
手続	話し合いによる合意 (不調の場合に裁判所による決定の可能性)	裁判所の判決 (話し合いによる解決も可能)	話し合いによる合意 (不調の場合は労働審判委員会の審判)	裁判所の判決 (話し合いによる解決も可能)
相手方の手続参加	正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり	正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり
合意・裁判の内容の効力	合意内容は裁判上の和解と同じ効力	和解・判決 (強制執行が可能)	合意内容や審判は裁判上の和解と同じ効力 (強制執行が可能)	和解・判決 (強制執行が可能)
費用	有料			
公開の有無	非公開	公開	非公開	公開
代理人の選任	弁護士の選任は必要的ではない		選任することが多い(要費用)	
書面等の準備	申立書、証拠書類	口頭による訴えも可能、証拠は即時に取り調べられるものに限定	申立書等の主張書面、証拠書類の提出が必要	訴状等の主張書面、証拠書類の提出が必要
処理期間	通常2、3回開かれ、おおむね3か月以内に終了	原則1回で終了	原則3回以内で終了 平均2.6か月 (28年) 3か月以内が約7割	平均14.3か月 (地裁) (28年)
新規係属件数	35,708件 (労働以外含む) (28年)	11,030件 (労働以外含む) (28年)	3,414件 (28年)	3,392件 (地裁) (28年)